

第十五回国会
衆議院

法務委員会議録第二十五号

昭和二十八年三月四日(水曜日)
午後二時十九分開議

出席委員

委員長 田嶋 好文君
理事 松岡 松平君 理事 松山 義雄君
理事 小畑虎之助君 理事 猪俣 浩三君
小林 錦君 佐治 誠吉君
福井 盛太君 松永 東君
大川 光三君 後藤 義隆君
長井 源君 古屋 貞雄君

出席政府委員

総理府事務官(内閣総務大臣官房審議官長事務代理) 久田 富治君
法務政務次官 押谷 富三君
検事(矯正局長事務代理) 高橋 孝君
委員外の出席者 専門員 村 教三君
専門員 小本 貞一君

三月二日

委員井伊誠一君辞任につき、その補欠として田万廣文君が議長の名で委員に選任された。

同月四日

田万廣文君が理事に補欠当選した。

二月二十八日

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)
寛政法制定に関する請願(小平久雄君紹介)(第三二八四号)
の審査を本委員会に付託された。
三月三日
戦犯者の減刑、釈放並びに抑留同胞

引揚促進に関する陳情書(石川県議会議長太田孝三)(第一六二二号)

戦犯者の助命減刑内地帰還救免に関する陳情書(福井県議会議長市橋勘左衛門)(第一六二二号)
戦犯者の釈放に関する陳情書(長崎県西彼杵郡神浦村議会議長永田友諒)(第一六二三号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)(予)

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

○田嶋委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入る前に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち、理事であつた田万廣文君は去る二月二十七日日本委員を辞任されたのでありますが、去る二日再び本委員に選任されたのであります。従いまして、理事の補欠選任を行なうなければならぬのであります。お諮りいたします。理事の補欠選任は、先例に従ひ委員長

において御指名いたすに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田嶋委員長 御異議なしと認めます。従前通り田万廣文君を理事に指名いたします。

○田嶋委員長 それでは日程に入ります。まず下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、刑法等の一部を改正する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。押谷法務政務次官。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「出町簡易裁判所」を「磯波簡易裁判所」に、「盛簡易裁判所」を「大船渡簡易裁判所」に、「大湊簡易裁判所」を「田名部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「愛知県碧海郡安城市町」を「安城市」に、「岐阜県恵那郡中津川町」を「中津川市」に、「富山県下新川郡魚津町」を「魚津市」に、「富山

県水見郡水見町」を「氷見市」に、「富山県東礪波郡礪波町」を「富山県東礪波郡礪波町」に、「岡山県小田郡等岡町」を「笠岡市」に、「島根県美濃郡益田町」を「益田市」に、「福岡県山門郡柳川町」を「柳川市」に、「岩手県気仙郡盛町」を「大船渡市」に、「青森県下北郡大湊町」を「青森県下北郡田名部町」に改める。
別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村 泊江村」を「神代町 泊江町」に、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を

「瑞穂町」に、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」を「国府町」に、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「長生郡」を「茂原市 長生郡」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「久努村」を削り、同表谷村簡易裁判所の管轄区域の欄中「西桂村」を「西桂町」に、同表宝塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を「武庫郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を次のように改める。

三 田

兵庫県の内
有馬郡
神戸市の内
兵庫区の内
道場町 八多町 大沢町

同表杜簡易裁判所の管轄区域の欄中「加東郡」を「西脇市 加東郡」に改め、同表滋賀八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「島村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安楽川村」を「安楽川町」に、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「大崎村 板村」を「大崎町 初島町」に、「猿川村」を「国吉村」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷村 阿久比村」を「小鈴

谷町 阿久比町」に、同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「安城市 碧南市」に、同表中津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「恵那郡」を「中津川市 恵那郡」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「下坪村」を削り、同表魚津簡易裁判所の項を次のように改める。

魚 津

富山県の内
魚津市
下新川郡の内
桜井町 生地町 東布施村 東山村 内山村

同表氷見簡易裁判所の管轄区域の欄中「氷見郡」を「氷見市 氷見郡」に改め、同表出町簡易裁判所及び城端簡易裁判所の項を次のように改める。

端	富山県内 東礪波郡内 礪波町 南穀若村 東穀若村 梅檀野村 穀若村 柳瀬村 太田村 東野尻村 梅檀山村 福野町 山 野村 井波町 利賀村 高瀬村 鹿瀬村 庄川町 西礪波郡内 是戸村 高波村
	富山県内 東礪波郡内 城端町 井口村 平村 上平村 西礪波郡内 福光町 南礪谷村 西野尻村 東石黒村

同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥海田村」を「東海田町」に、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西村」を「寺西町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉橋島村」を「倉橋町」に改め、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「下野村」を削り、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市 西大寺市」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲浦村」並びに同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「長尾町」及び「呉妹村」を削り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊洲村」「西阿知町」「二万村 大備村 鹿村」及び「箭田町」を削り、「新本村」を「新本村 真備町」に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡町 金浦町」を削り、「小田郡の内」を「笠岡市 小田郡の内」に、「神島外村」を「神島外町」に、「北木島村」を「北木島町」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村」を「昭和町 大和村」に、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「成器村 大茅村」を「大成村」に、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「船岡村 大伊村」を「船岡町」に改め、同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「隼村」を削り、同表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「益田市 美濃郡」に、同表柳川簡易裁判所の管轄区域の欄中「山門郡」を「柳川市 山門郡」に、同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「江北村」を「江北町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤木村」を「藤木町」に、同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉松村」を「吉松町」に、同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄中「上東郷村」を「東郷町」に、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「出水郡」を「阿久根市 出水郡」に、同表久慈簡易裁判所の管轄区域の欄中「長内村」を「長内町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の項を次のように改める。

大船渡	岩手県内 大船渡市 気仙郡内 小友村 広田町 米崎村 高田町 気仙町 矢作村 竹駒村 横田村 世田米町 下有住村 上住村 綾里村 越喜来村 吉浜村
-----	--

同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「筒井村」を「筒井町」に、同表大湊簡易裁判所の項中「大湊」を「田名部」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「江部乙村」を「江部乙町」に、同表小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「安平町 追分村」に、同表奥羽安簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜茂別村」を「喜茂別町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治村」を「宇治町 本川村」に改め、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「本川村」を削り、同表新居浜簡易裁判所及び今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮窪村」を「宮窪町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村」を「寒川町」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
目次
第一条 刑法の一部改正

テ之ヲ定ム
第二十六条を次のように改める。
第二十六条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ付キトキ
二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ付キトキ
三 第二十五条第一項第二号ニ記載シタル者及び第二十六條ノ二第三号ニ該ル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコト発覚シタルトキ

第二十六条の次に次の二条を加える。
第二十六条ノ二 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可トヲ得
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコト発覚シタルトキ
二 第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ
三 猶予ノ言渡前他ノ犯罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ヲ付キタルトキ
コト発覚シタルトキ

第二十六条ノ三 前二条ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消シタルトキハ執行猶予中ノ他ノ禁錮以上ノ刑ニ付テモ其猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ
第二十九条第一項第四号を次の

第二十五条ノ二 前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス
第二十九条第一項第四号を次の

ように改める。

四 仮出獄中遵守ス可キ事項
ヲ遵守セザルシトキ

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三條第二項に次の後段を加える。

刑法第二百五條ノ二第一項の規定により保護観察に付する場合も、同様である。

第三百四十九條第二項を次のように改める。

刑法第二十六條ノ二第二号の規定により刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所の長の申出に基いてこれをしなければならぬ。

第三百四十九條の次に次の一条を加える。

第三百四十九條の二 前条の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定しなければならぬ。

前項の場合において、その請求が刑法第二十六條ノ二第二号の規定による猶予の言渡の取消を求めるものであつて、猶予の言渡を受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならぬ。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、檢察官は、裁判所の許可を得て、保

護観察官に意見を述べさせることができる。

第一項の決定に対しては、即時抗告することができる。

第三百五十條中「前条第二項」を「前条第一項及び第五項」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「左に掲げる者は、」の下に「この法律の定めるところにより、」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 刑法第二百五條ノ二第一項の規定により保護観察に付された者

第四十一條第二項及び第三項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に改める。

第四十五條第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に改める。

又「仮出獄の取消」を「第四十三條の申請、仮出獄の取消又は第四十六條の申出」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 仮出獄中の者又は刑の執行を猶予されている者につき、前項の期間内に第四十三條の申請又は刑事訴訟法第三百四十九條の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、その申請又は請求につき裁判所の決定があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日を越えることができない。

第四十五條第五項中「第一項の

決定」を「地方委員会のする第一項の決定」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

七 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。

第四十五條第三項の次に次の二項を加える。

四 刑事訴訟法三百四十九條の二第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。

五 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項但書及び前項の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。

第四十六條の見出しを「(檢察官への申出)」に、同条中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)

第四条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号を次のように改める。

三 懲役又は禁錮につき刑の執

行猶予の言渡を受け、保護観察に付されなかつた者

附則

1 この法律は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第二百五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の關係にあるときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護観察に付されている者の保護観察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十條第二項但書中「第八十九條第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九條第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

第七十一條中「勾引状」を「勾引状若しくは勾留状」に、「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

第七十二條中「勾引状」を「勾引状又は勾留状」に改める。

しないためこれを示すことができない場合において、」に改める。

第八十九條第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。

第六 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすることを疑うに足りる充分な理由があるとき。

第九十二條に次の一項を加える。

檢察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第九十六條第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、檢察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を異怖させる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

第九十八条に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを収監することができる。但し、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬ。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収監についてこれを準用する。

第五百五十三条の次に次の一条を加える。

第五百五十三条の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第六百六十四条に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒ん

だときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第六百六十七条第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることが出来る。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することが出来る。

第六百六十七条に第六項として次の一項を加える。

第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第六百八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第六百八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求」に、「上訴又は再審

に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第九百九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における一般的指示は、捜査を適正にし、公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する準則を定めることによつて行うものとする。

第九百九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己に不利な供述を強要されることがない旨」に改める。

第九百九十九条第二項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第一項の逮捕状を請求するには、検察官（検察官の事務を取り扱う検察事務官を除く。以下本項において同じ。）の同意を得なければならない。但し、検察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかとなるときは、逮捕状を発付しないことができる。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第二百八条の二 裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困

難になると認められる場合に限り、検察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百九条の次に次の一条を加える。

第二百九条の二 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押さるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することが出来る。

第二百二十四条第二項に次の後段を加える。

この場合には、第六百六十七条の二の規定を準用する。

第二百五十四条第二項但書を削る。

第二百五十五条中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。

第二百八十六条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百九十一条の次に次の二条を加える。

第二百九十一条の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることが出来る。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一条の三 裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

第二百九十二条中「前条」を「第二百九十一条」に改める。

第三百七条の次に次の一条を加える。

第三百七条の二 第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十五條の次に次の一条を加える。

第三百十五條の二 第二百九十一条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人

又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。
第三百二十一条に次の一項を加える。

第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。
第三百三十九条第一項中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二百七十一条第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

第三百四十四条中「第八十九条」を「第六十条第二項但書及び第八十九条」に改める。

第三百四十五条中「公訴棄却、管轄違」を「公訴棄却(第三百三十八条第四号による場合を除く。)」に、「判決の宣告」を「裁判の告知」に改める。
第三百五十九条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。
第三百六十条中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百六十二条の二 死刑の判決に對する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第三百六十条の三 上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならぬ。
第三百六十一条中「上訴の取下」を

「上訴の放棄又は取下」に改める。
第三百六十七条中「上訴の取下」を「上訴の放棄若しくは取下」に改める。

第三百八十二条の次に次の一条を加える。

第三百八十二条の二 やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができ。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資料をも添附しなければならぬ。
第三百八十四条中「第三百七十七條乃至前條」を「第三百七十七條乃至前條」に改める。
第三百八十二条及び前條に改める。
第三百八十六条第一項第三号及び第三百九十二条第二項中「第三百七十七條乃至第三百八十二条」を「第三百七十七條乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。
第三百九十三条第一項但書を次のように改める。

但し、第三百八十二条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するため、これを取り調べなければならぬ。

第三百九十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができ。

第三百九十三条に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基づいて弁論をすることができ。

第三百九十六条中「第三百七十七條乃至第三百八十三条」を「第三百七十七條乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。
第三百九十七条中「第三百七十七條乃至第三百八十三条」を「第三百七十七條乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九十三条第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなれば明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができ。

第四百五十一条第二項中「第三百三十九條第一項第三号」を「第三百三十九條第一項第四号」に改める。
第四百六十条第二項中「第三百九

十三條第二項」を「第三百九十三条第三項」に改める。
第四百六十一条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受け、ことができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならぬ。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面であつた旨を明らかにしなければならぬ。
第四百六十二条に次の一項を加える。

前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならぬ。
第四百六十三条に次の三項を加える。

檢察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。
裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに檢察官にその旨を通知しなければならぬ。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十一条の規定の適用があるものとする。但し、同条第二項に定める期間は、前項の通知があつた日から二箇月とする。
第四百六十三条の次に次の一条を加える。
第四百六十三条の二 前条の場合を

除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならぬ。略式命令が既に檢察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしななければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

第四百六十四条及び第四百六十五条第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。

第四百六十七条中「第三百五十五条乃至第三百五十七条及び第三百五十九條乃至第三百六十五条」を「第三百五十五条乃至第三百五十七条、第三百五十九条、第三百六十條及び第三百六十一条乃至第三百六十五条」に改める。

第四百七十四条但書を次のように改める。
但し、檢察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百八十二条但書を削る。
第四百九十九条第一項中「官報」を「政令で定める方法によつて」に改める。

第五百条第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、」を「裁判所の規則の定めるところにより、」に、同条第二項中「十日」を「二十日」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算

して九十日を経過した日から施行する。

2 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6 新法施行の際すでに控訴意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六

十一條の二及び第四百六十二條第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができ。

○押谷政府委員 たいだ議題になりまして下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を申し上げます。今回の改正の要点は、次の三点であります。

第一点は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、西大寺市の設置に伴い、牛窓簡易裁判所管内の岡山県邑久郡旧豊村、旧太伯村、旧幸島村及び旧邑久町長沼の地域を岡山簡易裁判所の管轄に、岡山県吉備郡真備町の設置に伴い、玉島簡易裁判所管内の同郡旧具味村の地域を倉敷簡易裁判所の管轄に、鳥取県八頭郡船岡町の設置に伴い、若松簡易裁判所管内の同郡旧津村の地域を河原簡易裁判所の管轄に、また、土地の状況等にかんがみ、本山簡易裁判所管内の高知県土佐郡本川村を高知簡易裁判所の管轄にそれぞれ変更しようとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地及び名称の変更であります。すなわち、土地の状況等にかんがみ、青森県下北郡大湊町所在の大湊簡易裁判所を同郡田名部町に移転し、その名称を田名部簡易裁判所に改め、また、富山県東礪波郡礪波町の設置に伴い、出町簡易裁判所の名称を礪波簡易裁判所に、大船渡市の設置に伴い、盛岡簡易裁判所の名称を大船渡簡易裁判所にそれぞれ改めようとするものであります。

第三点は、市町村の廃置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等に伴うこの法律の別表の整理であります。

まして、これについてはあらためて御説明申し上げます。なお右の第一点と第二点につきましましては、いずれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんいやくし、最高裁判所とも協議して決定いたしましたものであります。

以上簡単にこの法律案の提案の理由を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

次にただいま上程になりました刑法等の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法の一部を改正し、犯罪対策に寄与せんとするものであります。

終戦後犯罪の激増に伴い、受刑者の増加とともに、執行猶予の言い渡しを受ける者も激増し、同時に執行猶予の取消しも激増しましたが、現行の執行猶予制度においては、何ら本人に必要な保護と指導を加えることができないし、一方執行猶予の要件が厳格で、前科のない者か、前科のある者は執行終了後七年を経なければ執行猶予をつけることができないこととなつてゐるのではありません。執行猶予中の者は、たとえ軽微な窃盗を犯しその事情酌量すべきものであつても、必ず実刑を科し、前の執行猶予を取消さなければならぬこととなつてゐるのであります。

以上のような点にかんがみ、本法案は執行猶予の要件を適当に緩和すると同時に、執行猶予中必要のある者に對しては裁判の言い渡しにより保護観察を付することとし、これに必要な手続を定めるものであります。

すなわち、刑法の改正案におきましては、先ず刑法第二十五条で執行猶予に付し得る条件として規定された「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても其執行を終り又は執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に処せられたことなき者」という制限を「五年以内」に短縮し、また執行猶予中の者であつても、輕微な犯罪により刑期「一年以下の懲役又は禁錮」に処すべき場合であつて「情状特に憫諒すべきものと認めるときは」再度の執行猶予を与え得る規定を設けて、執行猶予に付し得る場合の幅を拡張緩和し、同時に其の裏づけとして、再度の執行猶予に付された者は其の猶予期間中は必ず保護観察に付することとし、その他の執行猶予者については必要ありと認める場合、保護観察に付し得ることにしてゐるのであります。

刑事訴訟法の改正案は、右の刑法の改正に伴ひまして、刑の執行猶予に加えて保護観察に付することとする場合は、刑の言い渡しと同時に判決で言い渡すことにいたしますとともに、保護観察中の遵守事項違反を理由として執行猶予の言い渡しを取消することができることとし、その手続として、檢察官はその者の保護観察を担当した保護観察所の長の申出に基き裁判所に請求することとし、なお、裁判所の審理についても本人の請求があれば口頭弁論を経ることとし、かつ、その場合は弁護人の選任を許すこととし、また執行猶予の取消し決定に對しては即時抗告を許して、その者に不利の不利益を帰せしめないようにするものであります。

犯罪者予防更生法の改正案は、以上の改正により執行猶予中保護観察に付された者をこの法律によつて保護観察に付することを明らかにし、次に保護観察に付された者が、保護観察中守らなければならぬ遵守事項に違背した場合には、他の種類の保護観察対象者と同じように、裁判官のあらかじめ発する引致状により引致し得ることとし、さらに、現行法の仮退院少年の再収容を審理するときと同じように、執行猶予取消しの要否を審理するため引致後十日以内これを留置し得ることとし、檢察官から執行猶予の取消し請求があつたときは、裁判所は、その請求について決定をするまで留置を継続することができるとし、但し、その留置の期間は、引致後通じて二十日を越えることができないものとし、また、本人の請求により口頭弁論を経て決定すべき場合には、裁判所は、決定せらるる十日以内に限り、留置の期間を延長することができるとし、なお、右の期間内に刑の執行猶予の取消し決定があつたときは、その決定が確定するまで留置を継続することができるとし、これらの留置期間は、すべてこれを刑期に算入するものとするものであります。

更生緊急保護法の改正案は、執行猶予者で保護観察に付されない者が身体拘束を解かれた後あるいは帰宅先がなくあるいは就職口がなく再犯に陥る危険がある場合に、本人の申出に基き、一定期間に限り、これを保護し得ることとするものであります。

なお附則においては、此の法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に罪を犯した者及びすでに少年で刑の執行猶予に付せられ、現行法で

以上申し述べましたように、犯罪を
した者の改善更生には、でき得る限り
刑の執行を避けてこれを保護観察に付
し、その成績に応じて刑の執行を考慮
することが最も必要であると考慮し
て、この法律案を提出いたしました次第
であります。何とぞ慎重御審議の上、御
可決あらんことを切望する次第であり
ます。

まず、立案の経過について申し上げます。現行法は、御承者の通り、旧法に對し根本的な改正を加えたものであります。ところが、制定當時の情勢より比較的短時日の間に企画立案し、かつ、施行するのやむを得ない次第でありましたため、実施當時からいへば、問題があり、その後四年を経た今日では、修正を要する箇所もかなり多く指

摘されるのであります。しかし、他面、刑事訴訟法は、刑事手続の基本法でありますので、改正には慎重を要するのであります。そこで、一昨年法制審議会に対し、訴訟法運用の奥情にかんがみ、早急に同法に改正を加えるべき点の有無につき諮問いたし、その答申をまつて、逐次改正をすることいたしました。同審議会は、一昨年九月以来各方面の有識者から選ばれた委員及び幹事の間に於いて慎重審議の上、昨年三月、とりあえずその一部につき答申があつたのであります。そこで當時政府は、その答申に基づき法律案を

実情を検討しつつ改正の方向につき考慮を重ね、法制審議会開催の準備を進めておりましたところ、最近特殊集団事件における被告人の出頭拒否により裁判所の開廷が不可能となるがごとき事態を生じ、これに対する何らかの立法措置が必要となつて参りました。一方、かねてから検察官と司法警察職員

たので、この際かねてからの疑点を明確にし、捜査の適正をはかるのを妥当と考え、去る二月二十日及び二十一日の二日にわたり法制審議会を招集して、審議を求め、その答申を得ましたので、これを前の改正案に附加して今国会に提案いたしますこととしたのであります。

次に、改正の内容について申し上げます。第一は、被疑者及び被告人に対する身体の拘束に関する規定の改正であります。現行法は起訴前の勾留期間を一応十日以内とし、やむを得ない事由のある場合に限り、裁判官の裁量により最大限十日の延長を認めているのであります。終戦以來現在までの犯罪の動向について考えますと、事件の規模はいよゝ大きくかつ複雑となつて参り、捜査機關がいかに努力いたしましても、現行法の認める勾留期間をもつてしては、起訴不起訴を決定するため必要な資料を集めることすら至難

起訴後の勾留期間につきましても、現行法はその更新を原則として一回に限つておりますため、起訴から上訴を経て判決の確定までの勾留期間も原則として三ヶ月に限られ、その結果、審判及び刑の執行に支障を来しているのであります。かかる実情を考慮し、本案においては禁錮以上の実刑の宣告が

ては、その除外事由が狭きに失し、訴訟の進行に支障を来たしており、誤かりでなく、世の一部に非難の聲も聞かれるのであります。よつて、今回この除外事由を一部拡張することとしたのであります。その一は、従来除外事由の一となつてゐた被告人が死刑又は無期の懲役もしくは禁錮に当る罪を

犯した場合というのを短期一年以上の刑に当るいわゆる重罪を犯した場合にまで拡張したこと、その二は、被告人が多衆共同して罪を犯した場合及び保釈されるといわれるお札まわりなどもして脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合を加えたことであります。なお、このお札まわりにつきましては、これを保釈の取消事由にも加ふることといたしました。

第二は、被告人が公判廷において有罪である旨を自認した場合には、簡易な公判手続による審理を進めること、ことができることとした点であります。

英米法では、被告人が公判廷で有罪の答弁をした場合には、そののみでさだちに被告人を有罪とすることができることとなつておりますが、かような制度は、わが国の憲法上その採用に疑義のある向きもありますので、本案では有罪の答弁があつても、なお従来通の補償施設を要することとなつて、そ

ることとしたのであります。さらに、漸進的にこれを実施する意味におきまして、この手続はさしあたり、いわゆる重罪以外の比較的軽い罪の事件につき当事者の意見を聞いて行ふべきものとするともに、裁判所は、一日簡易公判手続による旨の決定をした後でも、この手続によることが相当でな

第三は、控訴審における事実の取捨の範圍を拡張した点であります。御承知のごとく現行法は旧法による覆審の制度を廢し、控訴審を第一審の判決の可否を批判するいわゆる事實審とし、第一審判決後に生じた新たな事實は控訴審においてはこれを考慮することができない建前をとつてゐるであります。しかしながら、運用のた

あるといふ意見が全方面に強いのである。よつて、この要望にたえるべく第一審判決後の被害の弁償その他情状に関する事実については控訴審においてもこれを考慮することができることとするとも、第一審の當時から存在しながらやむを得ない事由によつて公判審理の過程において法廷によつて

以上が前回の法制審議会の答申に基
くおもな改正点であります。

次に今回新たに附加することといな
しました改正点につき申し上げます。

その第一は、犯罪捜査に関する検察
官と司法警察職員との関係に関する規
定の改正であります。これは二点にわ
かれます。その一は、検察官のいつし

かれその一は、檢察官の職務に於ける、
 一般的指示権の及ぶ範圍を明確にした点
 であり、その二は、司法警察員の逮捕
 状請求につき、原則としてこれを檢察
 官の同意にかからしめた点であります。
 前の点は、現行法が公訴を實行す
 るため必要な犯罪捜査の重要な事項に
 關する準則を定める場合にのみ、一般
 的指示をなし得ることとしてゐるの
 め、搜查自体の適正を期するためにさ
 一般的指示をなし得ないものでない
 との疑いを持つ向きもあり、解釈上正
 確を欠いているのであります。し
 し、捜査が適正に行われて初めて公訴

の実行が可能になるのでありますから、検査官の一般的指示は、捜査の適正をはかるためにも行われなければならぬと存するのであります。そこで、この点の明確を期したのであります。後の点は、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に取入れたのであります。

その二は、勾留中の被告人が公判期日の召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にした場合に、被告人の出頭なくしてその期日の公判手続を行うことができることとしたこととあります。これは、冒頭にも述べましたように、最近における特殊事件の事例にかんがみ、今後かかる事態の発生に備えてやむを得ず規定の整備をはかったのであります。

以上でおおむね改正点の説明を終りますが、なお、現行法の不備を補うため改正案に取入れた点として、捜査機関のいわゆる供述拒否権告知について運用の実情にかんがみ、その内容に修正を加えたこと、訴訟促進の要請にこたえるため、死刑以外の判決に対しては、書面によつて上訴権の放棄をすることができるようとしたこと、起訴状謄本の送達不能の場合には、その法律関係を明確にするため、公訴棄却の裁判によつて訴訟を終結すべきものとしたこと、さらに、略式裁判手続に関する規定を一部改正してその適正迅速な進行をはかつたことなどがあるのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

す。

○田嶋委員長 これにて説明は終りました。

なお、これら三案に対する質疑は後日に行うことといたしますから、さよう御承知を願います。

○田嶋委員長 次に少年法の一部を改正する法律案及び少年院法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑をいたします。

まず、私から一言お尋ねいたします。それはこの間政府の方にお願ひしてあつたこととありますが、少年鑑別所という名称が今使われておるわけがあります。私実は名古屋の方ですが、名古屋では鑑別所というのがあります。その私が立つておる。しばらく行くと少年鑑別所の札が立つておる。少年保護の立場からやる鑑別所が、いかに人間を動物扱いにしておる感じがして、非常にぐあいが悪い。少年に対しては、やはり指導、輔導ということについて精神面を加味しなければいけない。いかにこれは唯物的な表現の仕方です。親御さんがとき／＼行つておるが、これを見た親御さんはどんな感じがするだろうと考えましたときに、非常に感ずるものがあつた。それでこの間政府に私個人としてぜひとも改正してもらいたい、研究してもらいたいということを申し上げておいたわけですが、その点について政府はどういうようにお考えになつておられるのか、私の申し上げたような感じがしないのか、そうだとすると、この名称を適當と思われるものにかえる御意思があるかどうか。この点を承つておきたい。

○高橋(孝)政府委員 この問題につきましては、先般内々法務委員長からも私の方に御連絡がありました。現在いろいろの研究中でございますが、その少年鑑別所という名前ができておりますのは、御承知の通り少年院法十六条において、少年鑑別所は、少年法のいわゆる保護措置決定によつて送致された者を収容するとともに、なお家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門知識に基いて、少年の資質の鑑別をするというところになつております。関係から、少年鑑別所という名前になつておるのでございます。当初少年鑑別所という名称ができました当時におきましても、立案者の方でいろいろ適當な名前を研究した模様でございますが、少年の資質を鑑別するということからこの名前が一番適當であつたというところで、この名前におちついたようでございますが、なおただいま委員長からおつしやいまして通りに、あまりに唯物的な響きを持つておるようなきらいもあるというようにございまして、さらに関係方面とも研究いたしまして、よい名前があつたらその方に変更しようというところで、目下研究しておるような次第であります。

○田嶋委員長 次にもう一つお尋ねいたしますが、青少年犯罪に対する最近の一般動向について政府から報告を求めたいと思ひます。本日資料がございませんで、なお答弁不可能であります。出していたら、後日当委員会へ資料で提出していただいてもけっこうです。

○高橋(孝)政府委員 青少年の犯罪状況の趨勢という点につきまして、大

体のことを御説明申し上げます。青少年犯罪の趨勢という観点から、まずその犯罪の検査状況がどういふふうになつてゐるか、その次に青少年犯罪の審判をしております家庭裁判所の受理状況がどういふふうになつてゐるか、次に特に家庭裁判所において少年院送致の決定をされた少年の数がどういふふうにおるかという点から御説明いたします。

青少年、これは二十歳未満という概念で、青少年の、特に刑法犯についての検査状況を国警本部で作成した資料に基いて申し上げますと、昭和十一年における刑法犯の総数は全部で四十四万五千六百八十七になつております。その後の推移状況を見ますと、特に二十五年以降については申し上げますと、二十五年が六十一万六千七百二十三、二十六年が六十一万九千三百五十二、二十七年が五十七万五千八百五十二、この三つの数字を示しております。この三つの数字を昭和十一年の数字を一〇〇として、二十五年以降の指数がどうなつておるか申し上げますと、二十五年が一三八・四、二十六年が一三九・一、二十七年が一三〇、こういうふうな数字を示しております。

これを昭和十一年の数字を一〇〇として、二十五年以降の指数がどうなつておるか申し上げますと、二十五年が一三八・四、二十六年が一三九・一、二十七年が一三〇、こういうふうな数字を示しております。これに対して二十歳未満のいわゆる少年の刑法犯がどういふふうな傾向の数字を示しておるか申し上げますと、昭和十一年が四万六千五百五十七、昭和二十五年が十五万八千四百二十六、二十六年が十六万六千四百三十三、二十七年が十四万三千二百四十七、こういう数字を示しております。

従いまして前と同様、昭和十一年の数字を一〇〇という指数でこれに對比しまして二十五年以降を見てみますと、二十五年が三三〇・三、二十六年

が三五八、二十七年が三〇八・二という数字を示しております。従いまして一般の犯罪と對比しまして青少年の犯罪は非常に激増の数字を示しております。しかしながら今申し上げた数字でも大体わかりますように、二十六年から二十七年にわたつては多少減少の数字を示しております。

次に家庭裁判所における青少年犯罪の受理の数字を見てみますと、二十六年前におきましては少年といふものの年齢の範囲が十八歳未満ということになつておりましたために、二十六年前と二十六年以後とはその点違つたわけで、数字的な対比は省きまして、二十六年以降の受理状況がどういふ数字を示しているかということについて申し上げますと、二十六年、二十七年は少し異動はないようでありまして、多少二十七年の方が減少しておるといふ傾向を示しております。二十六年度におきましては家庭裁判所の受理件数は一箇月最低一万四千から最高一万九千くらいになつております。これに対して昭和二十七年においては最低一万二千から最高一万六千という数字を示しております。

なお御参考までに少年院における新収容者の数を申し上げますと、昭和二十六年度と二十七年度における各月の数字を對比しましてそう大した変化はないようでございますが、昭和二十七年度の方が多少減少の数字を示しております。

数字的に見ますと大体以上の通りでございます。青少年犯罪の増加の傾向も、最近におきましてはやや頭打ちの状況を示しておりますのでございませう。これにつきましては、いろいろな

要素が考えられなければならない、ともかく社会情勢がよりよくおちつきつつあることによるものではないか、こういうふうに考えます。

次にこの青少年の犯罪の原因についてでございますが、犯罪の原因というのは、単一には考えられません。その者の家庭的な条件、教育的な条件、社会的または経済的な諸条件が、それぞれからみ合つておられますので、これを統計的に取扱ふことは、多少困難を伴いますので、従来とも的確な資料がないのでございますが、昨年十一月現在で、少年院に収容されておる約一万一千の少年について調査しました結果によりますれば、家庭欠損、すなわち両親がそろつておられないような家庭欠損、それから家庭上の不和等の家庭的条件によるものが約三四％、それから不良交友、映画、パチンコ等の間に、その社会生活的な面の影響によると考えられるものが約二三％、次に本人の失業でありますとか、技能がないというものでありますとか、そういう経済的条件によるものと認められますものが約二二％というふうな数字を示しております。

次に青少年の犯罪の内容、犯罪の種類がどういふ割合を示しておるかとお申しますと、これは一般成人の犯罪におきますと同様、窃盗犯がその大部分を示しております。次に暴行傷害、脅迫、恐喝、こういうものを一括して粗暴犯と申しますが、粗暴犯というものがその次に多い数字となつております。その方法、内容につきましても、もちろん成人ほどの計画性を持った込み入った犯罪も少く、単純な動機による偶発的な犯罪が多く見られる。大ま

かに申し上げますと、こういうふうな傾向を示しておるように見受けられます。大体以上の通りでございます。

○諸君委員 ちよつとお尋ねしたいのですが、もしすぐおわかりにならないければ、御調査の上御報告願いたいと思ひます。それは、今の表を見ますと、昭和十八年から二十七年までの罪種別犯罪の比較表ですか、一般の少年犯罪は、昭和二十六年よりも二十七年の方が減つておるにかかわらず、強姦罪だけは昭和二十六年に千五百三十のものが、昭和二十七年には千八百七十と上つておる。なお驚くべきことは、その次の表を見ますと、いわゆる婦女誘惑、いたずらというふうな犯罪が、十四歳以上十八歳未満の者がトツプを切つております。十八歳以上二十歳未満の者が五百四十六件であるのに、十四歳以上十八歳未満の者が八百二十七となつておる。この原因でありますか、お示しの非公式の調べでは、はつきり出ておらぬのであります。私がお尋ねしたいと思うことは、エロ雑誌、あるいはストリップ、あるいはエロ映画、こういうものがこの少年の性をどういふふう刺激して、それが犯罪に転化しておるか。ことにエロ雑誌の悪影響であります。これをいさしく詳しく知りたいたいのであります。どうも店頭に陳列されておるものも、実に目に余るものがあるのではありません。これが十四歳、十八歳というふうな、からだだけではもう春に目ざめて来て、頭が無分別な連中を刺激し、相当の風俗犯罪を犯さしめておるのじやないか。そこで検閲制度が廃止され、出版自由の原則が立てられておりますが、こういうものこそ、公共の

福祉の上において大いに考慮を払わなければならぬと思ひます。この表を見ただけでも、はなはだ異常を感じるのではありません。そこでこういうものがどんなに少年犯罪に響いておるか。エロ雑誌中心でもよろしうございませうが、何かそういうことがおわかりでございませうならば、統計的にお示しいただければつこうかと思ふのであります。いろ／＼の総合的な原因がございませうけれども、こういう風俗犯罪、あるいは強姦、あるいは婦女誘惑というふうな性的犯罪に関するもの原因として、エロ雑誌がいかに原因をなしておるかというこの科学的研究を聞きたい。もしそういう参考的な統計なり何かがありましたら、お教えをお願いしたいと思います。

○高橋(孝)政府委員 統計の数字から申しますと、ただいま御指摘のように、まず青少年の強姦罪につきましては、二十六年から二十七年にわたつて相当ふえております。なお次に粗暴少年、不良少年関係の婦女誘惑、いたずら、これも十四歳以上十八歳未満の者が一番多い数字を示しております。この原因につきましても、ただいま御指摘のように、娯楽文書等の影響によるものではないかと考えられますけれども、犯罪の原因につきましても、先ほどちよつとお申し上げたように、なか／＼その原因関係の究明がむづかしいような実情でもございませうし、この原因についての正確な調査は、ほとんど不可能ではないかと考えられますけれども、なお十分調査研究しまして判明するものがございましたら後刻御報告申し上げたいと考えております。

○福井(盛)委員 これを拝見いたしました。現在存在いたしておりますところの少年院または拘留監の設備をもつてして、この少年犯罪人の全部を収容するのには十分間に合つておるのですか。

○高橋(孝)政府委員 少年院関係について申し上げますと、今回法務省設置法の一部改正によりまして、全部で十一箇所の少年院を新設することになつております。その内容を申し上げますと、新たに新設するもの、それから少年刑務所等を転用しまして少年院とするもの、こういうことであります。なおそれにつけ加へまして従来の分院を本院に昇格するもの、こういうもので全部で十一箇所の少年院を設置することになつておりますが、これができ上りましたら、現在の収容状況から見まして、現在のやり方程度でございまして、現在のより方程度でございまして、大体まかなえるものと考えております。ただ少年院における在院期間が十分でないというふうな新たな観点から、在院期間をさらに延長して矯正教育を十分にやつて行くということになりましますと、なお十分でないというふうな結果が出る場合が考えられる、こういうふうな場合に考えます。

○福井(盛)委員 何と申しましても少年期におきましては非常に感化力が強いので、影響するところきわめて多いという収容所などの点について、わずかな期間でありましても感化するところが多いのでお尋ねしたのであります。私の知つておる範囲においては、二十三年度においては全犯罪者の二分の一が青少年の犯罪であるというふうな記憶が残つておりますが、ただいまでは

やや下火といつても、これは安心のできないような程度でありますから、その点については十分御注意もしておると思うのであります。その点でお尋ねしたのであります。ありがとうございます。

○松岡(松)委員 少年鑑別所の収容状況を見ますと、昭和二十七年の十二月末現在で、収容定員が二千三百二十人に對して在所人員が千二百七十人となつております。千人以上の収容余力があるのにまた代用鑑別所を設けなければならなかつたという事情を説明していただきたい。

次に、今回の少年法改正の第十七条の二で、家庭裁判所が仮収容を決定することになつておるのですが、その決定の基準はどうか。また仮収容の期間を七十二時間に限つた算定の根拠はどうか、これを説明していただきたい。

次に、本改正案の実施に伴う予算措置の説明を求めたいのであります。参考資料によりますと、小倉市及び平市で少年鑑別所支所の新設を予定し、さらに職員を増員を見込んでおるが、二十八年度予算はどうなつておるか、あと一、二点あります。まずこれだけ先にお聞かせ願ひたい。

○高橋(孝)政府委員 まず第一点の鑑別所の収容定員が二千三百二十人であり、これに對する収容人員は千二百七十人であり、こういうことからしたら、さらに少年鑑別所設置の要はないではないかという御質問の点でございますが、二千三百二十人と申しますのは、昭和二十七年十二月末現在の定員であり、これに對する千二百七十人と申しますのは、やはりこの月末の収容人員でございます。そういう関係で月末

にはできるだけ事件をさばいて新しい月を迎えるという一般的な処理のやり方から、月末は特に減少の数字を示す傾向にございます。なお新しい収容者の数を申し上げますと、これは新しく入つて来る者の頭数でございます。この合計を申し上げますと、相当実際の月末人員数よりも多い数字を示しております。昭和二十七年年度における全部の新収容者は、参考資料にあげられております通りに、三万六千八百二十二名という数字になつておるのであります。従いましてこれを一月平均にしますと大体三千の数字になるわけでございますが、一箇月少年鑑別所における収容期間が大体現在のところ十八日程度になつておりますから、月平均の新しい収容者が毎月三千くらいになる結論にはなりませんけれども、大体少年の取扱ひ方といたしましては、捜査段階から少年鑑別所に身柄を拘束するという建前になつております。しかし実際の面では、捜査段階におきまして、少年鑑別所に収容されずに勾留状態でまかなわれてゐるようなことのために、少年法が予想している通りに實際運用しておられないような関係から、収容定員に比較いたしまして少年鑑別所に實際入つて来る者が多少少いという結果になつておるようでございますが、少年法が最初所期している通りに運用される場合のことも考えてみますれば、あなたが収容定員に対して相当のものであるということも言えないのではないかと考えます。

でございますが、これはまず第一に、今度代用少年鑑別所が廃止になりますと、家庭裁判所から少年鑑別所送致の決定により、少年鑑別所に収容されることになるのでございますが、御存じの通りに、この少年事件を取扱います家庭裁判所が、特に甲号の家庭裁判所の支部におきましては、少年鑑別所の所在地にあることになつておりませんので、甲号の家庭裁判所支部で少年鑑別所送致の決定をされまして、少年鑑別所本所まで同行し、そこに収容しなければならぬことになります。しかるに少年鑑別所と甲号の家庭裁判所支部が地理的に申しまして相当遠隔の地にある。なお遠隔の地でない場合でも、交通事情等のためにその日に少年鑑別所に収容できない、こういう場合が考えられるわけでありまして、実例で申し上げますと、たとえば長野県の飯田市に甲号の家庭裁判所支部がございまして、ここに送致された少年事件について、少年鑑別所に収容する場合は、長野市所在の少年鑑別所に送致しなければなりません。その間の所要時間は大体五時間と三十分くらいかかることになつております。なおそれと同様の場合が新潟県の高田でありまして、網走でありますとか、豊岡市でありますとか、相当数ございます。そういうふうな地理的關係、また交通事情等のために、ただちに少年鑑別所に収容することができない、こういう場合が普通の改正条文の適用を受ける大多数の場合と考えられます。次に地理的關係ではさほど遠隔の地でない場合におきましても、たゞ／＼少年鑑別所に行きをする職員、要員がないというような場合も、この場合に該当するのでは

ないか、こういうふうに考えます。なお特別な事件等におきまして、途中少年を奪還されるようなおそれがあり、ただちに鑑別所に行用することが困難であるような場合、こういうような場合が、ただちに少年鑑別所に収容することが著しく困難である場合、こういうふうに考えております。

次に七十二時間と定めた理由についてでございますが、以上のようにただちに少年鑑別所に収容することが著しく困難な場合であり、なおこれに附加しまして、さらに調査したら結局処分をすることが適当であるというふうな事件もあるだろうと考えられますので、この仮収容の期間をどういうふうにするかという点については、できるだけ制限しなければならぬような建前もございまして、なお今申し上げましたように事案次第によつては少年のためにさらに調査をして、結局処分をするというふうなこともできるような趣旨で、大体七十二時間というところに線を引いたような次第でございます。

次に代鑑停止に伴う予算的措置がどうなつておるかという点についてでございますが、これはお手元に配付してある参考資料にございまして、二一八年年度予算としましては、全額で申しますと、七千六百七十四万三千円という程度のものになつております。その内訳は、矯正官署の項が二千八百三十三万七千七百円、矯正収容費の項が七百六十五万九千五百円、それから小倉と平に鑑別所の支所を設けることになつておりましたのと、なお従来ありました少年鑑別所を、多少修繕工事をして、収容定員を増すというよう

な意味合いで四千七百二十五万円、こういう内訳になつております。

以上の通りでございます。

○松岡(松)委員 次に少年院法の一部を改正する法律案について質問します。第一点は、今回の少年院法の改正の要旨は、犯罪少年の身柄が少年院に移されてからの取扱ひについての改正を承知しますが、現在の少年院、すなわち医療少年院を含めての収容状況を御説明願ひたいのであります。

第二点は、今国会において、法務省設置法の改正案が提出され、少年院の新設、少年刑務所の少年院転用、少年院の分院を少年院に昇格するの改正があることとなつてゐるのを承知してあります。その改正案の内容が予算關係、収容定員の増加の点などについて御説明を承りたいと思ひます。

○高橋(幸)政府委員 まず少年院の収容状況を申し上げますと、現在少年院の収容定員は八千二百九十六名になつております。これに対して少年院在院者の数は一万四千九百九十一という数字を示しております。申し遅れましたが、これは昭和二十七年十二月末日現在の数字でございます。

次に少年院在院者の年齢別区分による数字がどういふふうになつておるかという点を御参考までに申し上げますと、十六歳未満男千七百七十二名、女百九十二名、計千三百六十四名、十七歳未満男千五百五十七名、女二百四十四名、計千七百六十一名、十八歳未満男千八百二十八名、女二百三十六名、計二千六百四十四名、十九歳未満男千九百五十三名、女二百五十六名、計二千二百九十九名、二十歳未満男二千四十一名、女百九十七名、計二千二百

三十八名、二十三歳未満男七百八十四名、女七十一名、計八百五十五名、先ほど申し上げましたように全部で一万四千九百九十一名、こういうふうになつております。

次に少年院には四種の種別がございまして、すなわち初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の四種の種別がございまして、この種別に従つて在院者の数がどういふふうになつておるかという点を申し上げますと、初等少年院におきましては、男千三百四十三名、女二百八十一名、計千五百五十一名、中等少年院におきましては、男四千二百八十一名、女五百九十九名、計四千七百八十一名、特別少年院におきましては、男三千二百名、女百八十八名、計三千三百零八名、医療少年院におきましては、男六百九十一名、女二百五十一名、計九百四十二名、全部の合計が先ほど申し上げましたように、一万四千九百九十一名というふうになつております。

次に法務省設置法の一部改正によつて、十一箇所の少年院を新設することになつておりますが、その内容を申し上げますと、新たに新設するものが全部で五箇所でございます。次に少年刑務所、それから刑務支所というふうな刑務所施設を転用して少年院を設置するものが四つになつております。次に少年院の分院を昇格させて少年院として設置するものが二箇所、全部で十一箇所の少年院を新設する予定になつております。その十一箇所の新設が、さすれば、昭和二十八年四月一日からは、少年院本院が全部で五十六箇所、分院が九箇所、合計六十五箇所ということになるのでございます。

次にただいま申し上げました少年院

を新設するための予算は、全部で九千二百二十五万円になつております。その内訳を申し上げますと、官署費五十五万円、収容費二百五十万円、営繕費八千九百二十万円、大体こういうふうになつております。以上の通りであります。

○松岡(松)委員　さらに少年犯罪に対する不良化並びに犯罪防止に対する対策は、現在どういふふうにとられておるのですか。その点についてお答え願いたい。

○高橋(孝)政府委員　法務省矯正局所管であります。刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、こういう各収容所施設における管理を担当しております。でございますが、そのうちで特に少年院内における矯正教育をどういふふうにしておるかということについて概要申し上げますと、大体少年法の趣旨に基づいて、少年院処遇規則というものをもちまして、その処遇規則によつて少年院内の少年に対する処遇をいたしておりますのであります。建前といたしましては、この院長が日課を定め、その日課の励行をはかりまして、教科につきましては、在院者の特性に基づきまして、興味と必要に即して自発的に学習指導をすることになつております。次に職業の補導につきましては、まず勤労を重んずるような態度をつちかいますとともに、個性に応じた職業を選択して能力をできるだけ助成するというような方向でやつております。なお少年院の中での矯正教育が徹底して行きますに従いまして、段階を設けて、その段階相応の処遇をやつて行くというようなことで、在院者の矯正教育ができるだけ徹底するような方向で少年院の管

理に努力しておるような次第であります。はなはだ簡単でございますが、一応右の通りであります。

○田嶋委員長　他に質疑があれば、本日はこの程度にとどまして、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

昭和二十八年三月七日印刷

昭和二十八年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局